

愛川町空き家片付け費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の家財道具の搬出及び運搬並びに敷地内の庭木の伐採等の片付けを行った者に対して、愛川町空き家片付け費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、愛川町補助金の交付等に関する規則(昭和55年愛川町規則第5号)に規定するもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 愛川町空き家バンク事業実施要綱(平成27年4月1日施行)の規定により、空き家バンク登録台帳に登録された居住用家屋をいう。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 家財道具 生活のために用いられていた家具等をいう。
- (4) 庭木の伐採等 空き家の敷地内の庭木や雑草の処分等をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本補助制度施行前に空き家バンクに登録され、本補助制度施行後1年以内に片付けを行った空き家の所有者等
- (2) 空き家バンク登録後1年以内に片付けを行った空き家の所有者等
- (3) 片付けを実施した日から起算して、3か月以内に空き家バンクに登録した空き家の所有者等

(補助対象の除外者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者から除外するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が町税(国民健康保険税を含む。)の滞納者である場合又は愛川町暴力団排除条例(平成23年愛川町条例第16号)第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有する場合
- (2) その他町長が適当でないと認めた場合

(補助対象の経費等)

第5条 補助金の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 家財道具の片付けに係る一般廃棄物処理業者による搬出、収集及び運搬の委託に要する経費(愛川町一般廃棄物処理業の許可を有する事業者に限る。)
- (2) 庭木の伐採等に要する経費(事業者への委託費用に限る。)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の対象となる経費の2分の1以内(1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。)とし、10万円を限度とする。

(補助金の申請)

第7条 申請者は、愛川町空き家片付け費補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、空き家1件につき1回限りの申請とする。

(申請書の提出期限)

第8条 申請書の提出期限は、片付けが完了した日から起算して30日以内とする。ただし、第3条第3号に規定する所有者等は、空き家バンクに登録した日から起算して30日以内とする。

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、第7条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、愛川町空き家片付け費補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 前条の決定通知書を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、愛川町空き家片付け費補助金交付請求書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付日から起算して3年を経過する日までに、空き家バンクの登録を取り消したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 町長は、補助金の交付日から起算して5年を経過する日までに、交付決定者に町税(国民健康保険税を含む。)の滞納があったときは、補助金の全部を取り消すことができる。

3 町長は、前2項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、愛川町空き家片付け費補助金交付取消通知書(第4号様式。以下「取消通知書」という。)により、交付決定者に通知するものとする。

4 町長は、前項の取消通知書を受けた者(同一世帯の者を含む。)から再度、申請書の提出があったときは、受理しないことができる。

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、愛川町空き家片付け費補助金還付命令書(第5号様式)により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。この場合において、返還を求める金額は、補助金の交付日からの経過年数により別表のとおりとする。

2 町長は、前条第2項の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、愛川町空き家片付け費補助金還付命令書(第5号様式)により補助金の全部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 12 条関係）

交付日からの経過年数	返還（納付）金額
1 年未満	補助金の 100%
1 年以上 2 年未満	補助金の 80%
2 年以上 3 年未満	補助金の 60%